

令和 3 年 度

日向東臼杵広域連合定期監査報告書

日向東臼杵広域連合監査委員

令和3年度 定期監査報告書

1 監査の対象

主として令和3年度の財務に関する事務の執行について

2 監査の期間

令和3年9月1日から令和3年10月15日まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 成 合 学

監査委員 那 須 富 重

4 監査の方法

令和3年度における財務に関する事務等の執行が、予算や法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿、書類等の試査及び照合等を行った。
- (2) 事務局長以下関係職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

5 監査の結果

監査の結果、予算執行の事務処理状況は、おおむね適正であると認められたが、一部において、事務処理の方法等に改善を要するものが見受けられたので、所要の措置を実施するよう求める。

具体的な指摘等の内容は、次のとおりである。

【意見・要望】

- (1) 業務マニュアルについて、適宜、新たに作成するとともに、既存の業務マニュアルについては、実務に沿った内容となるよう見直しを行いその活用を図ることで、人為的なミスを極力減らし円滑で的確な業務遂行に資するよう努められたい。
- (2) 清掃センターのエレベーター一点検報告書において、部品供給終了のためリニューアル工事を推奨されているので、安全安心な運転の確保に努められたい。
- (3) 契約事務について、積算根拠の明確化をより一層図るために、日向東臼杵広域連合単価決定要領の見直しや査定率の改正等を検討されたい。
- (4) 維持管理業務委託において、長期継続契約を行った方が効率的だと考えられる業務について、導入の調査研究を進められたい。

【注意事項】

- (1) 契約事務について、決裁日、施行日、取扱区分の記載がないものが見受けられたので、日向東臼杵広域連合事務局処務規程第 17 条により準用する日向市文書取扱規程第 13 条及び第 16 条に基づき、適正に処理されたい。
- (2) 契約事務において、押印漏れが見受けられたので、日向東臼杵広域連合事務局処務規程第 17 条により準用する日向市文書取扱規程第 19 条に基づき、適正に処理されたい。

6 措置状況

前項の指摘等の各項目について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和 3 年 1 1 月 3 0 日

(別紙)

令和3年度定期監査結果の措置状況について

(日向東臼杵広域連合)

指摘等	措置状況
<p>【意見要望】</p> <p>(1) 業務マニュアルについて、適宜、新たに作成するとともに、既存の業務マニュアルについては、実務に沿った内容となるよう見直しを行いその活用を図ることで、人為的なミスを極力減らし円滑で的確な業務遂行に資するよう努められたい。</p>	<p>業務マニュアルについて、適宜見直しを行い、円滑で的確な業務遂行に努めます。</p>
<p>(2) 清掃センターのエレベーター点検報告書において、部品供給終了のためリニューアル工事を推奨されているので、安全安心な運転の確保に努められたい。</p>	<p>今後も、清掃センターのエレベーターについて、安全安心な運転の確保に努めます。</p>
<p>(3) 契約事務について、積算根拠の明確化をより一層図るために、日向東臼杵広域連合単価決定要領の見直しや査定率の改正等を検討されたい。</p>	<p>日向東臼杵広域連合単価決定要領の見直しや査定率の改正等について、検討します。</p>
<p>(4) 維持管理業務委託において、長期継続契約を行った方が効率的だと考えられる業務について、導入の調査研究を進められたい。</p>	<p>維持管理業務委託において、長期継続契約導入に向けた調査研究に努めます。</p>

<p>【注意事項】</p> <p>(1) 契約事務について、決裁日、施行日、取扱区分の記載がないものが見受けられたので、日向東臼杵広域連合事務局処務規程第 17 条により準用する日向市文書取扱規程第 13 条及び第 16 条に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>適正に処理します。</p>
<p>(2) 契約事務において、押印漏れが見受けられたので、日向東臼杵広域連合事務局処務規程第 17 条により準用する日向市文書取扱規程第 19 条に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>適正に処理します。</p>